

巻 頭 言

補正予算と財政再建

昨年12月、平成30年度予算の政府案が閣議決定された。“人づくり革命”、“生産性革命”という経済再生計画の2本柱に“財政健全化”の推進を加え、“攻守の両立”を謳う予算となった。それと同時に、あまり目立たなかったが、1.6兆円規模の29年度補正予算案も決定された。

補正予算とは、財政法の第29条に規定されているもので、内閣は、経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出又は債務の負担を行うために、補正予算を作成することができる。すなわち補正予算は、当初予算執行後の予期せぬ出費、例えば大震災や風水害、あるいは経済の急激な落ち込み等に対処するため、当該年度内に追加で予算措置するものだ。歴史を振り返ると、21年度はリーマン・ショックがもたらした金融危機直後ということもあって14兆円、23年度は東日本大震災を受けて15兆円という、それぞれ大型の補正予算が組まれたが、これらは本来の補正予算の趣旨に沿ったものと言える。こうした事例を見る限り、補正予算はごく限られた年度にしか作成されないと考えるのが自然であるが、実際には財政法が施行された昭和22年度以降、毎年絶えることなく作成されてきた。

図は、過去20年ほどの補正予算額と実質GDP成長率の推移を時系列でみたものだが、確かに補正予算額は、何らかの要因で経済成長率が落ち込んだ時期に、それを補うかのように規模が膨らんでいることが分かる。逆に、アベノミクスの“3本の矢”が発動され、経済が回復過程に入ったのを機に、26年度以降は補正の規模が縮小しつつある様子も窺われる。

問題は中身だ。改めて図を見ると、補正予算の歳出項目の一つである“国債費”がマイナス計上されている年度が非常に多いことが分かる。国債費がマイナスというのは、当初予算で見込んでいた国債の利払い費が想定よりも少なく済みそうな場合に、余剰分が補正予算の財源として使われていることを示している。年度途中で利払いの原資が不足しては困るので、当初予算では費用を多目に見積もっておくというのは分からなくもないが、国債費のマイナスは一部を除い

てほぼ毎年発生している。これは、国債の利払い額を見積もる時の想定金利が実勢よりも高めに設定されており、余剰が発生し易くなっているためと考えられる。実際、利払い費として想定されている金利は、近時ほぼ一貫して2%で推移しており、この間低下局面にあった実勢金利との差は開く一方だった。25年度以降は、実情に合わせて段階的に想定金利が引き下げられてきたが、それでも29年度当初予算では1.1%を見込んでおり、長期国債の金利水準がゼロ%近辺に張り付いている足元の状況では、実勢との乖離幅は更に拡大しているとみられる。こうした背景に、当初予算では計上が難航すると思われる費目について、こうした国債費の余剰を注目度の低い補正予算に財源として組み込むことで、政策の実現に漕ぎ着けようという意図が無いとは言えない。

先に見た通り、補正予算は本来、経済的・社会的な不測の事態に対処する為のものであり、足元のような景気拡大局面においては、財源が余ったからと言って直ちに作成するべきものではないだろう。財政事情が厳しい折、国債費の余剰は一旦債務の返済に回し、その後の検討でどうしても必要な経費が出てくれば、そこで初めて国債の追加発行など財政措置を議論するのが本来の姿だ。今回のように、あまり目立たない“平時”の補正予算においてこそ、財政再建に対する政権の本気度が問われてくると言ったら言い過ぎだろうか。■

